

【配付資料一覧】

1. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第11回会議次第
2. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 委員名簿
3. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 席次表
4. 議事関係
 - 資料1 「史跡中里貝塚保存活用計画」(案) のパブリックコメント実施結果
 - 資料2 国史跡中里貝塚保存活用計画策定委員会 かわら版 第7号
 - 「史跡中里貝塚保存活用計画 (案)」【概要版】
 - 「史跡中里貝塚保存活用計画 (案)」【冊子】

東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会
第11回会議次第

令和2年2月10日（月）
北区飛鳥山博物館 講堂

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 議題
 - (1) パブリックコメントの結果について〈資料1〉
 - (2) 計画書の最終確認・検討について〈『史跡中里貝塚保存活用計画（案）』〉
4. 報告
 - (1) 中里貝塚委員会だより（かわら版）の発行 〈資料2〉
 - (2) 地元説明会の報告〈『史跡中里貝塚 保存活用計画（案）【概要版】』〉
5. 閉会

中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

令和2年2月

(委員)

※敬称略

氏名	所属名等	
阿部 芳郎	明治大学教授(考古学)	
石川 日出志	明治大学教授(考古学)	
吉村 晶子	名城大学教授(都市計画)	
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長	
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募(北区在住)	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

(オブザーバー)

野木 雄大	文化庁文化財第二課文部科学技官	
野口 舞	都教育庁地域教育支援部管理課主事(学芸員)	

(区関係理事者)

筒井 久子	政策経営部企画課長	
古平 聡	政策経営部広報課長	
馬場 秀和	地域振興部副参事(観光振興担当)	
丸本 秀昭	まちづくり部都市計画課長	
岩本 憲文	土木部土木政策課長	
杉戸 代作	土木部道路公園課長	

(教育委員会事務局)

小野村 弘幸	教育振興部長	
--------	--------	--

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 野尻浩行 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 中島広顕、牛山英昭、安武由利子

事業係 谷 木綿子

TEL:03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

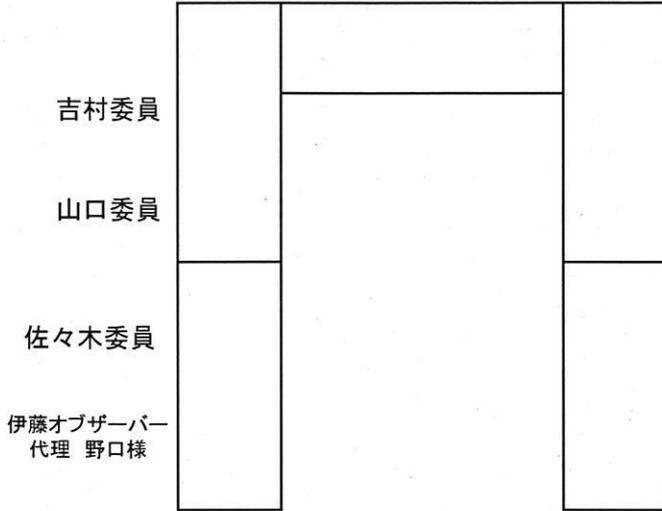
Email: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

委員会席次

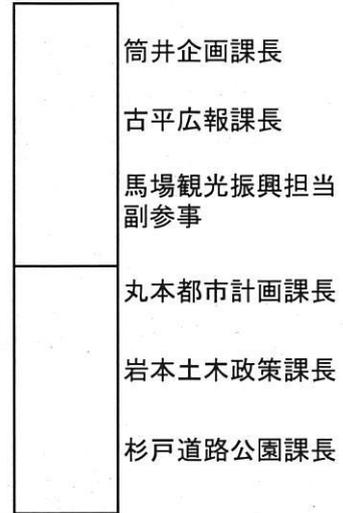
【博物館講堂】

《委員会》

石川副委員長



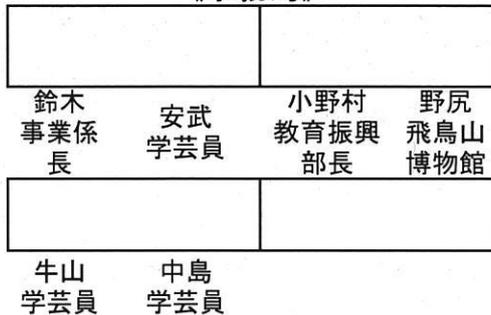
《区関係理事者》



出入口

[欠席] 阿部委員長
野木文部科学技官
(オブザーバー)
伊藤管理課統括課長代理
(オブザーバー)

《事務局》



コンサルタント

傍聴席

壁

「史跡中里貝塚保存活用計画」(案) のパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- 意見提出期間：令和元年12月10日～令和2年1月15日
- 意見提出者数：2名
(内訳) 持参：1名、郵送：0名、FAX：0名、ホームページ：1名
- 意見総数：3件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。
- 周知方法：北区ニュース、ホームページ
- 閲覧場所：飛鳥山博物館、区政資料室、地域振興室、区立図書館、ホームページ

2. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

- 意見の内訳
 - (1) 史跡全体の完全禁煙化について
 - (2) 飛鳥山博物館の展示等について

(1)

No.	意見の概要	区の考え方
1	中里貝塚の保存と活用には、史跡全体を禁煙化することが不可欠であるが、活用計画(案)にはその観点が出ていない。屋外を含め、史跡全体を禁煙化すべきであるという点を計画に盛り込むべきである。	中里貝塚は、学校教育や生涯学習の場としても位置付けるべきと考えています。施設の禁煙化については、関係法令や区として定める方針に基づき順次対応してまいります。

(2)

No.	意見の概要	区の考え方
2	これまでの中里貝塚の研究では、地質学、特に古生物の環境論が欠けていると考える。古環境論、海流と貝類の分布、微化石(珪藻・有孔虫)の研究は行われていない。	平成8年(1996)の調査は、珪藻分析も含め、自然科学分析を多用し実施したもので、成果の一部は『中里貝塚総括報告書』にて公表しております。しかし、広範囲にわたる分析は未だなされていないので、今後学際的な視点で、調査・研究を進めていきたいと考えます。
3	剥ぎ取り標本は4メートルの貝層を下から見上げたのでは貝の種類まで判断できない	ご意見を十分に踏まえ、中里貝塚の本質的価値が体感できるような展示方法を今後も検討してまいります

国史跡中里貝塚 保存活用計画策定委員会 かわら版

第7号(令和元年11月発行)

中里貝塚の保存・活用・整備に向けた具体的な方向性を話し合う保存活用計画策定委員会の第10回会議を開催しました！

令和元年10月31日に北区飛鳥山博物館にて第10回「中里貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を開催しました。今回の委員会では、議題1つと報告2つがあり、保存活用計画素案（案）の全体確認と前回委員会からの修正箇所について、検討を行いました。

第10回委員会（令和元年10月31日）

議題

- (1) 国史跡中里貝塚保存活用計画書
全体の確認・検討

報告

- (1) 中里貝塚委員会だより（かわら版）の発行
- (2) ワークショップの報告

主な意見

- ・本計画でいう「にぎわい」とは、観光地化とは区別された形で、中里貝塚を理解し尊重して大切に思う人達の集い生まれる、という意味合いとなる。
- ・史跡のVR体験などは、日々進化しているので情報収集を続けてほしい。

※第1～10回の概要は、北区飛鳥山博物館のホームページにて公開しています。



●本委員会は、傍聴いただけます。くわしくは、事務局（北区飛鳥山博物館）までお問い合わせください。

中里貝塚とは…国内最大規模の貝層を有する、縄文時代の“水産加工場”です。マガキとハマグリ
の干貝加工に伴い廃棄された貝殻が、最大4.5mの厚さで堆積し、貝類の剥き身処理に関わる遺構なども発見されている貴重な遺跡です。



＜保存活用計画とは＞

国指定の文化財等について、保存活用の考え方を明確化し、必要な諸手続などを整理して、文化財等の確実な継承を図るために作成する計画です。

お問い合わせ（事務局）

北区飛鳥山博物館

TEL : 03-3916-1133

<http://www.city.kita.tokyo.jp/hakubutsukan/>



■本かわら版は、委員会で話し合われた内容等、を昭和町地区自治会連合会管内の皆様にお知らせするため発行するものです。

史跡中里貝塚 保存活用計画（案）【概要版】

●保存活用計画の構成

第 1 章 保存活用計画策定の沿革・目的	第 7 章 活用計画
第 2 章 史跡中里貝塚の概要	第 8 章 整備計画
第 3 章 中里貝塚の本質的価値	第 9 章 運営・体制の整備
第 4 章 現状と課題	第 10 章 施策の実実施計画の策定・実施
第 5 章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）	第 11 章 経過観察
第 6 章 保存管理計画	

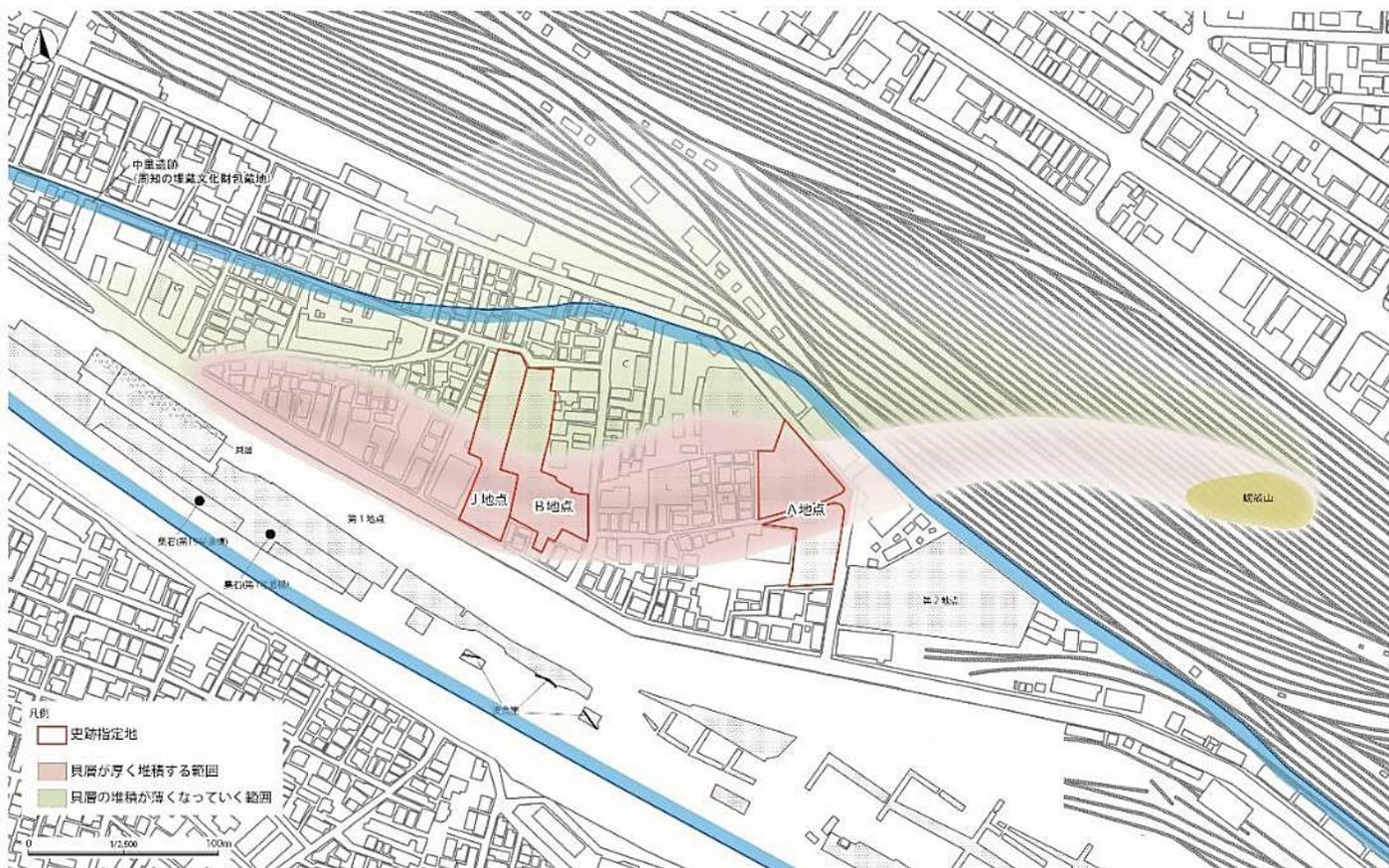
●保存活用計画の概要

第 1 章 保存活用計画策定の沿革・目的

東京都北区に所在する中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭にかけて当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。平成 8 年(1996)の発掘調査が端緒となり、中里貝塚は縄文時代の生産や社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要な遺跡であるとして、平成 12 年(2000)、国史跡に指定された。その後実施した確認調査等により、平成 24 年(2012)には隣接地が追加指定された。

最初の史跡指定から 20 年近くが経過する中で、北区教育委員会は中里貝塚の歴史的価値を再評価し、その価値を広く周知することを目的として、平成 29 年度に『史跡中里貝塚 総括報告書』を刊行した。一方で、史跡指定地は「中里貝塚史跡広場」の暫定的な整備にとどまっており、十分な整備活用が図られていない状態であることから、中里貝塚の価値を高め、適切に保存・継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進していくため、保存活用計画を策定することとなった。

本計画は、中里貝塚のこれまでの調査成果や現地の状況等を再確認することで、中里貝塚の本質的価値を明らかにし、それらの価値を適切に保存管理・活用していくための基本方針や方法を定めることを目的とする。



第2章 史跡中里貝塚の概要

史跡指定の状況

- ・ 指定名称：史跡中里貝塚
- ・ 指定面積：6,248.49㎡
- ・ 指定年月日：平成12年9月6日
- ・ 追加指定年月日：平成24年9月19日
- ・ 指定理由：最大で厚さ4.5メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。



第3章 中里貝塚の本質的価値

本質的価値

- ・ 貝類利用に特化した場
- ・ 専門性の高さを物語る貝塚
- ・ 国内最大規模を誇る貝層の分布範囲
- ・ 海浜部の景観を復原できる縄文貝塚
- ・ 内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚

現代までに付加されてきた価値

- ・ 学校教育や地域学習の場としての価値
- ・ 地域コミュニティの拠点としての価値

指定地の周辺地域の価値

- ・ 当時の地形を示す微高地
- ・ 中里貝塚に関する遺跡



第4章 現状と課題

保存管理の課題

- ・中里貝塚は、JR尾久操車場構内から住宅地にかけて広範囲に分布しており、現在の史跡指定地は、その内の部分的なものとなっている。
- ・密集する住宅地の中で史跡指定地は2カ所に分かれており、貝塚の全体像を復原することが難しい。
- ・上中里2丁目広場（A地点）は、史跡としての景観の創出は実施できていない。

活用の課題

- ・パンフレット等の紙媒体によるイメージ図だけだと、一般の人には伝わりにくいため、立体模型や3次元映像を利用するなど、見せ方を工夫する必要がある。
- ・史跡の認知度が低いことから、特に、子ども達が史跡について学べる機会を増やし、より積極的に史跡に関して情報発信する必要がある。
- ・史跡ガイドツアーとして定着していない。

整備の課題

- ・現地で国内最大規模を誇る貝層を体感できることが望ましいが、低地に位置しているため地下水位が高く、常時、貝層を露出展示させることは難しい。
- ・史跡広場（B・J地点）は暫定整備ということもあり、現地で史跡について学んだり、地域学習をしたりの場になっていない。
- ・史跡の回遊ルート of 要所（最寄り駅など）に、案内板や誘導標識がない。
- ・ベンチや日除けなどの便益施設が不足している。

運営・体制の課題

- ・維持管理体制の連携強化や地元との協働、次世代を担う人材育成などが必要となる。
- ・確認調査を含めた史跡の調査研究体制の充実や、史跡整備の専門職員の配置などを検討する必要がある。

第5章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）

（1）保存管理の方針

国内最大規模を誇る縄文貝塚を 守り、伝える
（史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する）

（2）活用の方針

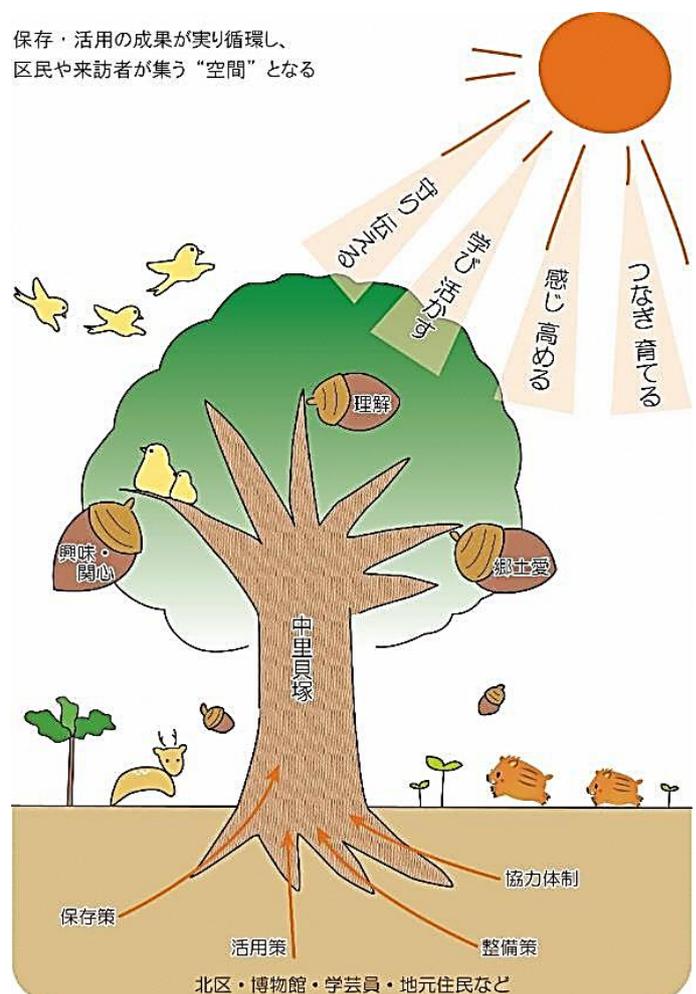
貝塚を拠点とした縄文時代の社会構造をとともに学び、活かす
（地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す）

（3）整備の方針

特徴的なハマ貝塚の価値を 感じ、高める
（史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚を実感できるような環境整備を目指す）

（4）運営・体制の方針

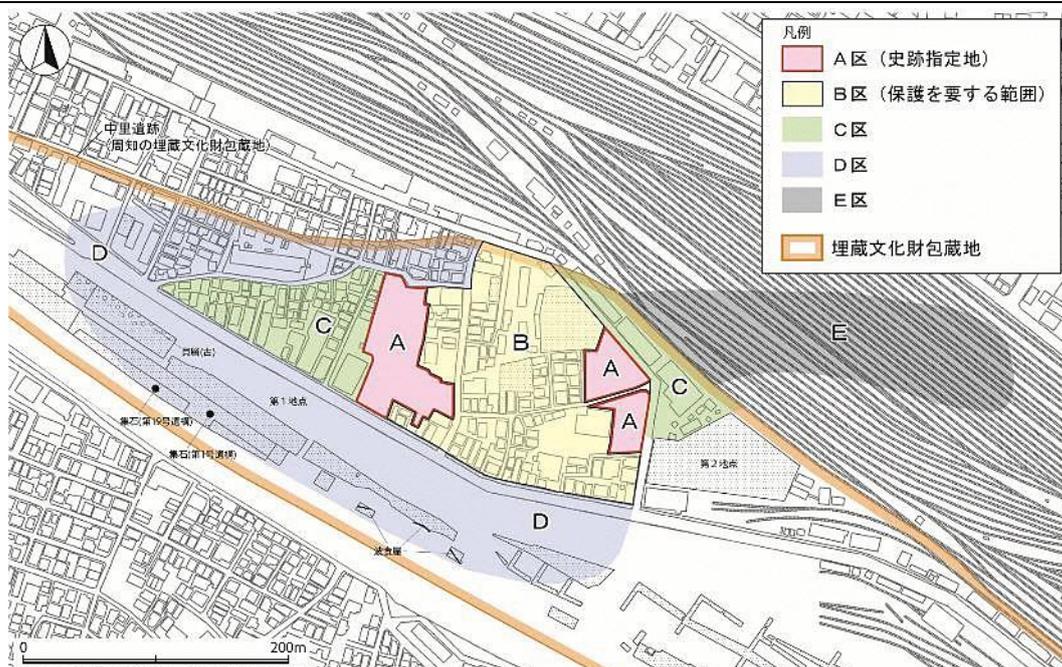
地域に根ざした史跡と人々をつなぎ、育てる
（調査研究の推進や保存管理体制の充実、及び関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る）



第6章 保存管理計画

史跡の本質的価値を適切に保存し後世へ確実に継承するため、史跡を構成する要素の分布や現在の土地利用状況などをもとに、指定地及び周辺地域を以下のとおり地区区分し、その区分ごとに取り扱基準を定める。

A 区	<p>国史跡となっている2箇所の指定地が該当し、西側の「中里貝塚史跡広場」と東側の「上中里2丁目広場」に分かれている。当該地区は公有地化が終了しており、加えて指定地内に存在する工作物は、史跡標柱や解説板、資材庫、花壇等であることから、地下遺構に影響を与えるような開発行為のおそれはない。よって、引き続き地下遺構の適切な保全を継続するものとする。</p> <p>ただし、上中里2丁目広場に設置されているトイレや防火水槽などの補修にあたっては、その範囲や地下深度に留意する必要があるため、北区教育委員会と事前に協議を行うものとする。</p>
B 区	<p>2箇所の史跡指定地に挟まれた範囲で、貝層中心部に位置している。B区は過去の住宅建設の際に実施した確認調査においても貝層が良好な状態で検出された箇所が多く、貝層の広がりや想定されることから、積極的に地下遺構の保全を図る必要がある。また、史跡の一体的な保存活用が望ましいことから、“保護を要する範囲”として必要に応じて追加指定を行っていくものとする。ただしB区は地域住民の生活と密接に関わるため、追加指定後も現状の土地利用を維持することを基本とし、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。</p> <p>なお、地下遺構に影響を与えるような開発行為等が計画され、貝塚の保全が図れない場合に限り公有地化も視野に史跡の保護を優先する。</p>
C 区	<p>史跡指定地のA区に隣接する範囲であるが、貝層中心部の外側に位置する。C区は、B区と比較すると貝層の堆積が薄くなることから、保護を要する範囲に準ずる地区として位置づけ、開発と史跡保護を両立させる区域とし、確認調査等において重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野に、その保護を図るものとする。また、B区と同様に地域住民の生活と密接に関わるため、地元との協働によって史跡の適切な保全を推進する。</p>
D 区	<p>貝層の中心部分からやや離れ、貝層の堆積や遺構の密度が薄くなっていく範囲である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、貝層や遺構等の存在が想定される範囲でもあり、可能な限り地下遺構の適切な保全を図る。</p>
E 区	<p>埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲となっている。中里貝塚の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組み、地下遺構の状況把握に努めることとする。</p>



史跡指定地内の現状変更等の取扱基準（A区）

項目		地区区分	A区 (現況：広場)	取扱方針
現 状 変 更 内 容	建築物 (トイレ、 倉庫など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		増改築	△	・増改築は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新築	△	・史跡の保存活用に必要な環境整備として、四阿等の休息施設やトイレ、便益施設等の小規模施設のみ認める。
	工作物 (説明板、 フェンス、 電柱など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		改修・更新	△	・改修等は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・史跡の本質的価値と関連のない要素については除去を検討する。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新設	△	・史跡の保存活用に資する場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
	地下埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。 ・新設に関しては、史跡の保存活用に資するものは認める。
	地形	造成、地盤 改良など	×	・地形の大幅な改変は原則として認めない。
植栽	高木、中低 木、地被	△	・新たな植樹は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。 ・支障木の伐採は、遺構への影響が最小限となるよう配慮して行う。	
発掘調査 (確認調査)			○	・史跡の保存活用のために必要な調査については、目的を明確にした上で適切な範囲で認める。

史跡指定地外における取扱基準（B区）

項目		地区区分	B区 (現況：宅地・道路)	取扱方針	
開 発 等 の 内 容	建築物	増改築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、建替え等は可能である。	
		除去	○		
		新築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、新築は可能である。	
	道路			○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など		△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤 改良など		○□	・地下遺構に影響のない工法とする。
	植栽	高木、中低 木、地被		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

史跡指定地外における取扱基準（C区）

項目		地区区分	C区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・地下遺構に大きな影響を及ぼさない工法を原則とする。
		除去		
		新築		
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○□	・地下遺構に影響のない工法とする。
植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。	
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

史跡指定地外における取扱基準（D区）

項目		地区区分	D区 (現況：宅地・道路 JR敷地)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・開発行為や宅地の改修および地下遺構に大きな影響を与える行為等の土木工事を行なう場合は、文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡保護の観点を踏まえた協議を実施する。
		除去		
		新築		
	道路		○	
	地下埋設物		○	
	地形	造成、地盤改良など	○	
植栽	高木、中低木、地被	○		
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

追加指定の考え方

将来に亘って史跡の一体的な保存活用を図るため、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分な協議を行った上で、貝層の中心部にあたる“保護を要する範囲”のB区を軸に、追加指定を検討する。

C区は、B区よりも貝層の堆積が薄いことから、開発と史跡保護を両立させる区域として扱い、確認調査等において重要な遺構が発見された場合に限り、追加指定の必要性について協議を行うこととする。

第7章 活用計画

「中里貝塚が織りなすコミュニティ - 史跡がつなぐモノ・コト・ヒト - 」

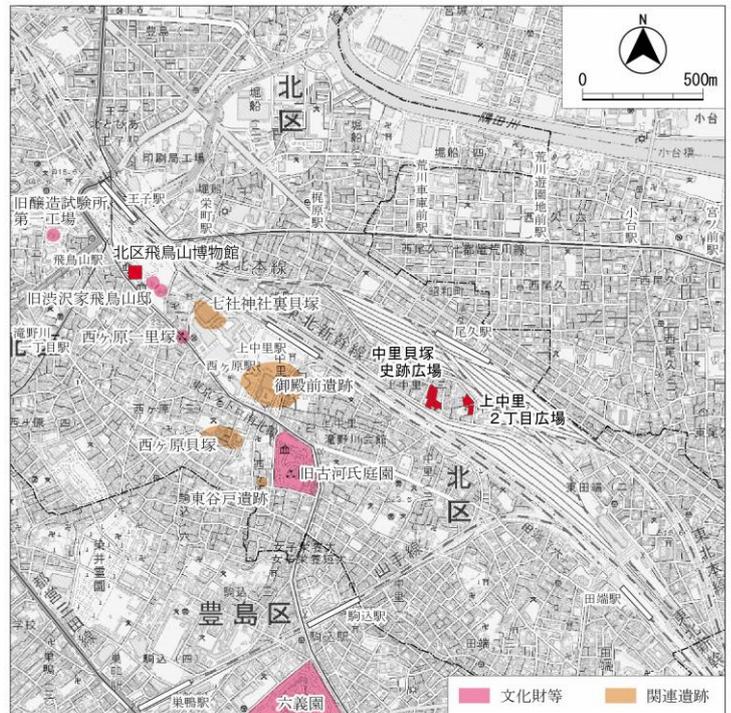
中里貝塚は、平成に入ってから調査地点のうち、A地点とB・J地点の2箇所が指定地となっている。これまで北区飛鳥山博物館を活動の拠点に据え、展示会や講座等を通して、史跡の本質的価値に関する情報発信を行ってきた。今後はそれらに加え、現地での活動も積極的に行なっていく。区民や地元団体、近隣の教育機関、区内の関係諸機関などと協力・連携しながら、史跡を確かな形で保護していくための気運の醸成を図っていく。

また中里貝塚形成の背景には、生産地と消費地といった複数のコミュニティ同士の密接なつながりがあったことが想定される。過去のみならず、現在そして未来においても、中里貝塚が地域の「モノ（文化財）」や「コト（情報）」、「ヒト（区民を中心とするすべての人）」をつなぐことで、地域コミュニティの維持や発展につながるような活用を進めていく。

活用の方向性

現在、史跡指定地は2箇所に分かっているが、これらは北区飛鳥山博物館も含めて、一体的に活用していくことが望ましい。

それぞれの立地や遺構の内容・遺存状況を踏まえ、北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」としてゾーニングする。様々な活動にこたえる施設整備の検討も行ないながら、「歴史的・文化的資源としての活用」「地域の核としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱として、実効性のある活用策を推進していく。



歴史的・文化的資源としての活用

中里貝塚の本質的価値や魅力を伝え、深い理解へと導くために積極的な情報発信を行なう。そして中里貝塚が、様々な場面において学びの核となるよう促す。

地域の核としての活用

地域住民の絆や協働の気運を喚起し、地域の連携をより強固なものとする活用を目指す。また史跡の魅力発信が北区全体の地域ブランドの向上につながるよう、観光面も意識した史跡の活用を検討する。

住宅街のオープンスペースとしての活用

現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されている。地域住民の憩いの場やふれあいの場、および災害時の一時的な避難場所としての活用も継続させるため、他の取り組みとの調整を図る。

3つのエリアでの活用例

研究エリア（学びのムラ）【北区飛鳥山博物館】

〈活用の方針〉

中里貝塚貝層剥ぎ取り標本の常設展示・出土遺物の収蔵、および特別展示室や講堂等の施設、関連図書の収蔵、専門職員（学芸員）を活かした活用を行なう。

〈活用例〉

学校教育や生涯学習の拠点

ボランティアグループや自主学習グループの活動拠点、人材育成拠点

体験エリア（ワークショップの浜辺）【中里貝塚史跡広場】

〈活用の方針〉

空間的広がりを活かした活用を行なう。

〈活用例〉

「食」に関する体験プログラム会場

きずなづくりや災害時の一時的な避難の場所

見学エリア（フィールドワークの浜辺）【上中里2丁目広場】

〈活用の方針〉

最大厚4.5mの貝層や木枠付土坑等、特徴的な遺構の出土状況を活かした活用を行なう。

〈活用例〉

本質的価値の見学および体感拠点

第8章 整備計画

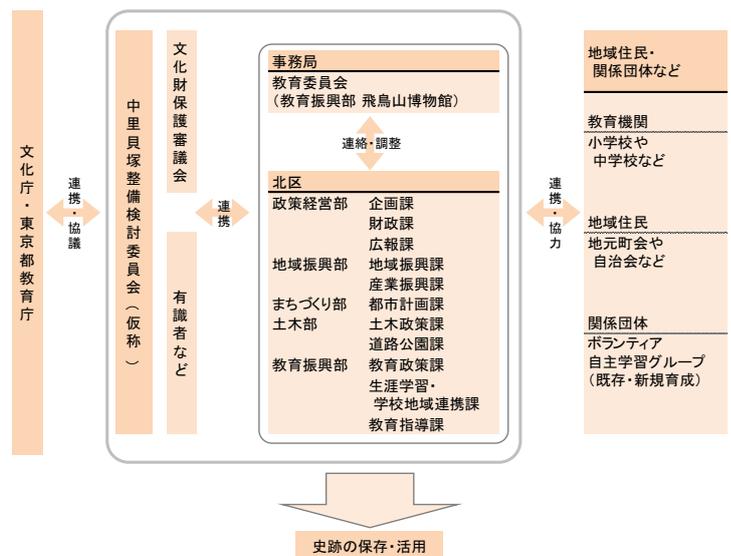
中里貝塚の整備にあたっては、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、適宜、北区飛鳥山博物館と2箇所指定地をつなぎながら、「周知」と「体感」を軸に史跡の本質的価値を顕在化させることを目指す。そしてあらゆる世代の人々に分かりやすく、国内最大規模の縄文貝塚が身近に感じられるような整備を図ることとする。

なおこれまでに確認調査した範囲は、全体の規模からするとごく一部であることに加え、指定地は大きく2箇所に分かれている。整備内容は、今後の追加調査や追加指定も見据えながら検討していくこととする。また指定地周辺は住宅地であるため、住民生活に十分に配慮しつつ、史跡の価値を高められるような整備を目指す

第9章 運営・体制の整備

2箇所の史跡指定地は公有地であり、現在は北区教育委員会が主体となって、地元団体の協力を得ながら維持管理を行っている。引き続き北区教育委員会を管理主体とするが、今後の整備活用に向けて、展示や体験学習等を企画できる専門職員（学芸員）の配置及び技術向上も重要となる。また、現地の案内や体験イベント等の運営をすることのできるボランティアを段階的に育成するなど、担い手の確保と円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る。

史跡の整備活用にあたっては、指定地内の現状変更が発生するため、その規模と内容に関して国や東京都と十分な協議を行い、保存と活用が両立できるように調整を図る必要がある。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

第6章～第9章で示した中里貝塚の保存管理、活用、整備、運営・体制の方法について、令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織し、概ね以下の期間を目安として、段階的に検討・実施していくこととする。

<p>短期的な取り組み（令和2年度～6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 整備計画の策定 • 展示や講座・講演会、シンポジウム等を開催 • 見学ルートの設定および案内板等の製作・設置 • 中里貝塚史跡広場に便益施設を整備 • デジタル機器を駆使した体感プログラムの導入 • ボランティアグループの設立準備 	<p>中・長期的な取り組み（令和7年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中里貝塚の全容解明に向けて調査・研究を継続 • 実物資料の野外展示等の実現化を検討 • 様々な活用事業を通して、「体験エリア」「見学エリア」「研究エリア」の相互利用を促進 • 史跡の担い手の継続的な確保と、円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を推進
---	--

第11章 経過観察

史跡の適切な保存・活用・整備は、将来にわたって継続して取り組む必要があることから、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、本来の目的に則しているか、社会情勢の変化と対応しているかなどを分析・検証し、新たに発生した課題を改善することが求められる。

経過観察は管理主体である北区教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を中長期計画に反映させることで、より効果的な史跡整備を図る。